

# 定期健康診断について

宝塚市教育委員会

学校・幼稚園では、学校保健安全法に基づき次のとおり幼児児童生徒の健康診断を行います。子どもたちが、健康に学校生活を送ることができるように、一人ひとりの成長・健康状態を調べ、その結果に基づいて保健指導・管理を行うためのものです。

## 健康診断対象学年

検診・検査項目		学年	幼稚園	小学校						中学校			高等部（養護）			備考
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
学校・園	身体計測	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	視力検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	色覚検査					▲										
	聴力検査	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	※
学校	内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	運動器検診	調査票		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
医師検診			○	○	○	○	○	○	○	○	○					
医療等	眼科	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○	※
	耳鼻科 咽喉科	○	○	△	○		○		○		○	○	○	○	○	※
	歯科	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	
医療機関	結核検診	問診票		○	○	○	○	○	○	○	○					
		X線直接・かく痰		△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	
	心臓検診	一次		○						○			○			
		二次		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		三次		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	脊柱検診								○							
尿検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

○…全員      △…一部該当者      ▲…希望者

◎…全員（斑状歯検診を含む）      ※養護学校においては、小・中・高全員対象

☆ 健康診断は、各検診・検査ごとに日程を設定し、4月～6月に実施します。日程は、学校・幼稚園から別途通知します。

☆ 幼稚園児の視力検査と聴力検査については、正しく検査する必要がありますので、園生活に慣れた頃に実施する予定です。

☆ 健康診断についての問い合わせ・相談は、学校・幼稚園へお願いします。

## 健康診断の内容

身体計測	身長・体重の計測をする。 身長や体重をもとに、発育評価をする。
視力検査	視力表（指標）を用いて検査する。眼科検診までに検査する。  ☆色覚検査については、小学校4年生の保護者に同意をもらい、  希望者のみ実施する。
聴力検査	オーディオメータを使って検査する。耳鼻科検診までに検査する。
内科検診	栄養状態、脊柱や胸郭の異常の有無、発育状態、皮膚疾患の有無、その他異常の有無を検診する。
運動器検診	脊柱や骨・関節などの運動器について、疾病及び異常の有無を検診する。
眼科検診	目の疾病や異常の有無を検診する。
耳鼻科検診	耳・鼻・咽頭の疾患の有無を検診する。
歯科検診等	歯や口腔の疾病及び異常の有無を検診する。むし歯の発見
整形外科検診	運動器について、疾病及び異常の有無を検診する。
結核検診	問診票等を実施し、さらに詳しい検査を必要とする者に対し、X線撮影等の検査をする。
心臓検診	一次検診において、省略心電図・心音図・アンケートを実施し、有所見者は二次検診（心電図・診察）を受ける。なお、二次検診の有所見者は、三次検診によりさらに詳しい検査を受ける。
脊柱検診	一次検診において、モアレ写真撮影を実施し、有所見者は二次検診（視触診）を受ける。なお、二次検診の有所見者は、三次検診（X線直接撮影）によりさらに詳しい検査を受ける。
尿検査	試験紙で尿たんぱく・潜血・糖の有無を検査し、結果が（±）・（+）の者は、再検査によりさらに詳しい検査をする。

※検診実施時におけるプライバシーの保護、配慮について

検診の実施に当たっては、つい立ての使用や男女別の実施、男女問わず手術の傷跡やできもの等、裸になることが難しい場合には配慮するほか、女子は下着（ブラジャー、スポーツブラ）の着用を可とする等、可能な限り個人のプライバシーに配慮しながら行うこととしています。

健康診断の結果、疾病や異常がある場合や、さらに精密な検査を必要とする場合には、家庭において専門医を受診させてください。  
通院加療中、経過観察中の場合には、経過等を学校園にお知らせください。

#### 《実施期日・保護者への報告》

- (1) 定期の健康診断は、毎学年6月30日までに行うものとする。  
(学校保健安全法施行規則第5条第1項)  
※ 幼児の視力検査・聴力検査は、9～11月初旬に行ってもよい。
- (2) 定期の健康診断を行った時は、21日以内にその結果を保護者に通知しなければならぬ。(学校保健安全法施行規則第9条第1項)

#### 《共通留意事項》

- (1) 出務医への確認及び依頼  
検診日までに、出務校医への事前の確認及び依頼を済ませておく。
- (2) 会場
  - ① 検診医等の数に応じた会場設定を準備する。
  - ② 事前に校医等の確認の上、机、検診器具等物品の配置等について指示を受ける。
  - ③ 照明の確保等、校医等の執務環境の整備に努める。
- (3) 記録  
事前に記録者を決め、記録方法等を周知しておく。
- (4) 資料  
保健調査票等により健康状態・疾病状況を把握し、資料を準備する。
- (5) 受診者の把握  
受診対象者は正確に把握し、誤受診のないよう十分注意する。(結核・心臓精密検査等)
- (6) 器具等  
検診器具等を事前に点検しておくとともに、校医等の指示に基づく物品を用意しておく。歯鏡・鼻鏡については、他の検診器具が混入しないように注意し、使用後は、流水で汚物を除去しておく。
- (7) 未受診者への対応

検診当日に欠席等による未受診者に対しては、後日受診できるよう可能な限り

配慮する。最終的に未受診者があった場合は、その後の健康観察に十分注意を払うとともに、必要と認められる場合には専門医への受診を勧める。

(8) 健康診断実施上の留意点

- ① 男女差に配慮して実施する。
- ② 性的マイノリティー児童生徒への配慮を検討の上、実施する。

(9) その他

- ① 異動等があれば、4月当初に管理校医等にあいさつしておく。
- ② 検診には、担任または教科担任が立ち会う。
- ③ 検診医用の駐車場を確保しておく。
- ④ 検診が途切れることがないように、誘導整理を行う。
- ⑤ 幼稚園は、小学校と調整の上、検診準備及び事後措置にあたる。